

議案第168号

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年11月29日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

川崎市立学校の設置に関する条例（昭和39年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第4川崎市立養護学校の項中「川崎市立養護学校」を「川崎市立中央支援学校」に改め、同表川崎市立田島養護学校の項中「川崎市立田島養護学校」を「川崎市立田島支援学校」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|--------------|-------------------|
| 川崎市立田島支援学校桜校 | 川崎市川崎区池上新町1丁目1番3号 |
|--------------|-------------------|

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定中川崎市立田島支援学校桜校の項を加える部分は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

養護学校及び田島養護学校の名称を変更し、並びに田島養護学校の再編整備に伴い、田島支援学校の分校として田島支援学校桜校を新設するため、この条例を制定するものである。